

これまでの検証・評価・企画委員会(第1回～第5回)等  
における主な意見

平成26年12月24日  
内閣官房  
知的財産戦略推進事務局

【産業財産権分野】

1. 紛争処理機能の在り方等

(訴訟件数・勝訴率・損害賠償額)

- ・専門家と国が労力をかけて権利化された特許が、訴訟で2割程度しか勝てないことに問題意識を持つべき。裁判で守られない知財は価値がないので改善すべき。
- ・どこの国で訴訟提起するかについての考慮要因は、勝訴率と損害賠償額。
- ・訴訟件数・勝訴率・賠償額は、侵害訴訟システムへの評価指標とはならない。
- ・訴訟前の和解等で訴訟前に解決する事案も多く、訴訟件数の多さは権利行使の容易性を示さない。基本的に企業は訴訟にならないように努力する。
- ・大企業の勝訴率は四割弱であり、決して低いわけではない。
- ・日本は和解の率が高く、勝訴的なものが多いことに留意すべき。
- ・和解で勝訴率の低さの問題が和らげられている、との議論には反対。
- ・損が出ることを覚悟で訴訟したり、敗訴することが分かっているにもかかわらず何らかの理由から訴訟したりすることがある。
- ・弁護士費用が賄えないような損害賠償額では正しくなく、研究開発が報われるようなビジネスの実態に合わせた賠償額となるよう算定方法等を見直すべき。
- ・賠償額の日米比較については、損害賠償制度がそもそも異なる上、事件の中身やスケールを考慮せず評価をすることは不適切。

(無効の抗弁/有効性推定)

- ・技術的な判断の専門機関である特許庁の審判が非常に早くなり、訴訟での無効の抗弁制度の必要性は無くなった。
- ・無効の抗弁がなくなると性急に無効審判を請求しなければならなくなるので、その廃止については反対。
- ・特許の安定性を高めるため、有効性推定規定を入れるべき。

(証拠収集手続)

- ・文書提出命令の範囲の拡大等の改善をすべき。
- ・米国はディスカバリー制度により侵害立証が楽であるが、機密漏えいの副作用など、被告側から見て煩雑な点を踏まえて検討すべき。

(中小企業)

- ・中小企業は、資金が限られ、また、専門家へのアクセスも不十分なため、敗訴が多いのではないか。
- ・中小企業が有する特許ポートフォリオが訴訟に耐え得るものでないことも多いのではないか。

### (差止請求等)

- ・標準必須特許など、特許保護のレベルが高くなると(特許性の基準が低くなると)、差止請求権を制限すべき特許権が多く出てくると思う。
- ・PAE(Patent Assertion Entity(特許主張主体))による差止請求権の行使を制限し、損害賠償で対処すべき。ただし、その場合、悪質な侵害等に対応可能なよう、差止請求権の制限を解除できるような例外規定は必要。

### (その他)

- ・国家機関として特許裁判の透明性を高めるべき。
- ・我が国の知財紛争における判決の信頼性・安定性等、優れた側面も積極的に評価した上、官民連携して国際的な展開の在り方を検討すべき。

## 2. 特許権等の適切な付与等

- ・日本の審査官は、他の国の審査官よりはるかに上だが、この国の国益につなげるにはもっと厳しい安定性が必要。そのためには審査官の数が少し足りないのではないか。
- ・裁判で尊重されるように、審査基準を省令化することも一案として考えられるのではないか。
- ・特許庁がしっかり審査と審判をやるのが原点。また、審査の品質管理については、サンプル検査でなく、全件検査すべき。
- ・公開制度については、産業界は、非公開になることを望んでいない。また、特許法 29 条の 2 では、出願公開制度を前提に後願を排除しているため、公開されなければ後願排除効がなくなってしまうので、出願公開制度は維持されるべき。

## 3. 地方・中小企業支援等

### (知財総合支援窓口)

- ・知財総合支援窓口について、窓口人材の教育、担当者と地域の信金等との連携、企業〇Bの活用が重要。
- ・知財総合支援窓口では、経営的な判断ができる知財人員と弁理士を組み合わせ、優秀な弁理士が出願し、経営に詳しい方がそれを守っていくような支援体制が望ましい。

### (金融機関)

- ・政府系金融機関がどれだけ知財を活用した融資を行っているかということと、金融庁の地方銀行に対する融資の基準の示し方に課題がある。
- ・知財を活用した融資の取組については、大銀行ではなく、地元の中小企業に密着している銀行に働き掛けることが重要。

### (大学、自治体)

- ・地方大学と地場産業がうまく連携できるように配慮が必要。
- ・地域の中小企業や地方自治体の担当者の知財知識が不十分であり、ビジネスモデルと知財マネジメントを習得させることが必要。
- ・地域の大学と地元の企業という発想は内向き。広く国内外の大学の技術を含めて考えるべき。

### (地域団体商標と地理的表示)

- ・地理的表示保護制度は、質の悪いものについては行政が取り締まることができる。地理的

表示保護制度を工業品にまで拡大することも検討すべき。

- ・地理的表示と地域団体商標について、海外戦略も念頭に置いて、制度の正しい知識、活用方法を迅速に伝えていくことが不可欠。

#### (意匠、商標の活用)

- ・中小企業は、特許だけでなく、商標権や意匠権も活用した総合的な知財戦略を考えるべき。
- ・意匠制度は大正時代のままで、多角的な出願には不適。中小企業が意匠制度を活用するためには改善が必要。
- ・地方では、農業や漁業に依存したところが多く、意匠や標章(商標)の活用などの知財意識が薄い。

### 4. 産学官連携

#### (総論)

- ・大学と企業とを上手くつなげるべく、産学連携本部とTLO(技術移転機関)の統合など制度の効率化が必要。
- ・仕組みで助け合うという方向性が窺えるが、各大学が自立できるような施策は何なのか、という事が大事。
- ・まず、官同士が連携すべき。例えば、資金を補助するにしても、統一した基準を導入しないと効率が悪い。

#### (中小企業等との連携)

- ・地方の大学と中小・ベンチャー企業が連携しやすい環境を整備すべき(研究開発助成の拡充、評価指標の見直し、共同研究契約の見直しなど)。
- ・日本にない技術もあるので、地方・全国の大学とだけでなく外国企業との連携も、営業秘密が漏れいしない範囲である程度許容しても良いのではないかと。

#### (人財)

- ・産学連携には人が必要だが、雇用の安定がないと人財を確保できない。良い人財が働き続けることができる施策が必要。
- ・URA(University Research Administrator)などの研究マネジメント人財を適切に機能させるために、URAの評価の在り方が重要。
- ・知財本部とかTLO、URA、マッチング・プランナーなどが有機的に機能し、人財が組織の中で流動し、ステップアップしていく仕組みとすべき。
- ・地方で産学官連携に従事している者に、基本的なビジネスモデルと知財マネジメントについての知見がほとんどなく、結果として企業が事業化するときに困っているという実態が多い。

#### (その他)

- ・産学連携の評価は、特許の出願件数などではなく、それにより生み出される製品・サービスの内容や売上げなどが重要。
- ・共有特許を活用する場合、日本では共有者全員の承諾が必要になっており、見直しの検討をすべき。
- ・コンペティターに勝手にライセンスされると困るため、ライセンス許諾の際に共有者の同意

を不要とする改正には反対。

- ・(独)科学技術振興機構(JST)による大学特許の一元管理は、地方大学にはメリットもある一方、大学の機能弱体化を招く恐れもあり、今後の運用をよく考える必要がある。
- ・各省庁のバイ・ドール条項では、共同出願状況をすべて書かねばならないが、とても面倒。非常に時間がかかり、しかも記入すべき内容が各省庁で少しずつ違うので、統一してもらいたい。

## 5. その他

### (人財)

- ・次の10年を見据えて人財育成を図るための計画を作るべきではないか。
- ・知財教育は、裾野を広げることが必要だが不十分。高校等での知財教育に力をぜひ入れてもらいたい。

### (営業秘密)

- ・営業秘密の海外流出は非常に深刻であり、諸外国並み(米、独、韓など)の法制度にすべき。
- ・営業秘密管理ではベストプラクティスのみならずワーストプラクティスを把握し、そこからリスクマネジメントにつなげるようにすべき。

## 【コンテンツ分野】

### 1. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

#### (総論)

- ・著作権を巡る課題について、法改正だけでなく、制度、システム、組織、民間の取り組み等を踏まえた総合的な施策として解決していくことが必要。
- ・デジタルサービスが多様化しており、著作権法の権利制限における柔軟な規定について検討が必要。

#### (二次利用について)

- ・放送番組の海外展開促進に当たり、製作者や実演家の権利処理が迅速化・明確化することを期待。
- ・著作権分科会において関係者から提案された、音楽の著作権・隣接権をワンストップで処理できる集中管理センター構想について、早期の実現を期待。

### 2. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

#### (総論)

- ・個々の機関においてアーカイブの充実を図ることも重要だが、全体像についてどこが中心に進めていくのかが分からない。どのように全体構築するかを検討すべき。
- ・民間の取組に対して国の看板を与えるなど、既存の民間アーカイブにコンテンツが集まりやすくなるような仕組み作りを加速化すべき。
- ・アーカイブを経済効果のある取組に落とし込むこととそのタイミングが重要。

#### (アーカイブの整備・拡充)

- ・アーカイブの整備について、少ない予算で実効的にできるよう、孤児著作物を含めて権利処理の体制を作ることが重要。
- ・すべての権利者の許諾を取り、それが難しい場合は文化庁長官の裁定制度を使う、という方法ですとやっていくのは無理がある。ある程度のところで事前の権利処理は止め、あとは事後に著作権者から申し出があった場合に処理をする、というようなところまでいかないと、デジタルアーカイブは成立しない。
- ・ゲームや放送コンテンツなど資料の滅失が照合される分野について、民間の活動も含め支援が必要。

#### (アーカイブの利活用促進)

- ・一つのサイトで一元的に検索できるような大きな体系がないとなかなか利活用が進まない。
- ・英語での発信強化など、日本国内だけでなく海外での利活用促進も検討が必要。
- ・海外アーカイブとの連携、アーカイブに蓄積された情報のローカライズ、国産アーカイブシステムの海外展開等を検討すべき。

### 3. コンテンツの海外展開とインバウンド

#### (総論)

- ・コンテンツ海外展開とインバウンドは継続が重要。長期的視野で目標を定め、一年間でどこまで進捗したのかを議論すべき。

- ・新規の事業だけでなく民間で既に実施している取組にも政府が協力することを検討すべき。
- ・コンテンツ系企業と非コンテンツ系企業が連携し、地方を含め日本の産業・産品を売っていく視点が必要。
- ・各省の活動について東京オリンピック・パラリンピックの2020年を目標として方向性をそろえていくことが必要。
- ・施策効果の定量的な分析が重要。その際に、ソーシャルネットワークの反応の分析など、受け手側の声を聞く仕組みを取り入れるべき。

#### (コンテンツ海外展開)

- ・コンテンツのローカライズは大きな課題。海外で翻訳をしている現地の企業やコミュニティの活用、日本コンテンツのローカライズ拠点の整備などを検討すべき。
- ・相談窓口が主要各国にあるといい。コンテンツ企業が現地に行くときの支援や、現地の情報収集・提供についてスピードアップなどを期待。
- ・イベント規模の大小を問わずに情報を集積して発信していく取組を加速すべき。
- ・J-LOPの助成について、申請手続等の改善を図るべき。

#### (インバウンドとの連携)

- ・外国人に日本を紹介するためにも、外国人の話をもっと聞くべき。外国人に結果としてどういう印象を持たれたのか、各国別の日本への興味がわかるような資料が必要。
- ・海外から日本のコンテンツを買いたい、日本で撮影したいというときに、どこに問い合わせればいいのか分からないという課題がある。

## 4. その他

### (模倣品・海賊版対策)

- ・サイトブロックを裁判所に請求できる仕組みも、模倣品海賊版対策の一つの選択肢として考えるべき。

### (教育の情報化)

- ・教育のオンライン化、IT化に伴う著作権の問題も正面から取り組むことが必要。

### (ビッグデータ利活用)

- ・ビッグデータの活用について、日本も諸外国に遅れることなく取り組むことが必要。
- ・リサーチデータについては、ビッグサイエンスのデータ基盤となるためにどのように整備、活用するかが課題。